

令和8年度

県庁舎等内線電話機移転業務

履行期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

県庁舎等内線電話機移転業務仕様書

1 業務の概要

本業務は、県庁舎、盛岡地区合同庁舎、岩手県公会堂及び朝日生命盛岡中央通ビルに設置している内線電話機等の移設及び増設（以下、「移転作業」という）について、迅速かつ確実に対処するため、予め定めた契約期間内の電話機移転作業を単価契約で行うものである。

2 業務場所

- (1) 盛岡市内丸10番1号 県庁舎
- (2) 盛岡市内丸11番1号 盛岡地区合同庁舎
- (3) 盛岡市内丸11番2号 岩手県公会堂
- (4) 盛岡市中央通一丁目7番25号 朝日生命盛岡中央通ビル

3 移転作業

この業務は、別記契約条項によるほか、この仕様書に定めるところによる。

- (1) 移転作業は、総務部管財課の担当職員（以下、「担当職員」という）が指示した日時に行うものとし、その指示は原則として3日前までに電話、口頭等で行うものとする。
- (2) 移転作業の詳細及びケーブル端子の収容先は、担当職員が指示するものとする。
- (3) 受託者は、契約後に配置予定技術員名簿を発注者に提出するものとし、移転作業にあたっては、工事担任者（AI・DD 総合種又はAI第1種（旧資格を含む。））の資格を有する者を作業責任者として配置するものとする。
- (4) 主要材料である電話機、モジュラーローゼット、ローテンションアウトレットは、発注者より支給するものとする。
- (5) 上記（4）以外の材料は新品とし、関係法令、規格及び基準等に適合したものを使用するものとする。
- (6) 作業に必要な工具及び消耗品類は受託者の負担とする。
- (7) 電線を敷設するときは、原則として各階最寄りの端子盤から張り替えるものとし、床上の露出部分については通行による損傷を受けないよう、ワイヤプロテクタで保護するものとする。
- (8) 配管内にケーブルを敷設する際は、既存配線を損傷しないよう細心の注意を払って作業を行うものとし、不要な配線については撤去するものとする。
- (9) 移転作業が完了したときは、速やかに次の図書を修正するものとする。
 - ① 電話配置図
 - ② 線番対照表
 - ③ 番号順原簿
 - ④ 電話機原簿

4 提出書類

受託者は、月毎に業務完了報告書を発注者に提出し、完了検査を受けるものとする。

5 その他

- (1) 契約期間内に予想される移転台数は179台であるが、組織改編や間仕切り作業等の状況によって増減するものであること。
- (2) 移転作業は、年度始め及び年度末に集中することから、受託者はこれを迅速かつ確実に処理できる体制を確保し、業務にあたるものとする。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、その都度発注者と協議の上決定するものとする。